

新高額障害福祉サービス等給付費（65歳以上対象）について

65歳に達する前の5年間にわたり、居宅介護等の障害福祉サービスの支給決定を受けられていた方を対象に、平成30年4月以降の介護保険サービスの利用者負担を軽減します。

○対象者（1～6のすべての要件を満たす方）

- 1 介護保険サービスに相当する障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所のいずれか）に係る支給決定を、65歳に達する日前5年間（入院その他やむを得ない事由により介護保険相当障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き受けていた。
- 2 障害福祉サービスに相当する介護保険サービス（訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護）を利用している。
※介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスは対象サービスに含まれません。
- 3 65歳に達する日の前日の属する年度※において、本人及び同一世帯に属する配偶者が「市町村民税非課税」または「生活保護」に該当していた。
※65歳に達する日の前日の属する月が4月から6月までの場合にあっては前年度
- 4 65歳に達する日の前日において、障害支援区分が区分2以上であった。
- 5 65歳に到達した後、特定の介護保険サービスの提供月に、本人及び同一世帯に属する配偶者が「市町村民税非課税」または「生活保護」に該当している。
※当該サービスを利用した月が4月から6月までの場合にあっては、前年度。
- 6 65歳に達するまでに介護保険サービスを利用していない。（40歳から65歳になるまでの間に特定疾病により介護保険サービスを利用していたことがある場合は対象となりません。）

*平成30年4月1日以前に65歳に到達していた場合もすべての要件を満たせば対象となります。

★注意事項★

*高額介護サービス費の対象となる場合は、支給後の利用者負担額が対象となります。お支払いは、高額介護サービス費の決定後となり、数カ月を要しますのでご了承ください。

○申請方法

郵送又は障害福祉課（別館1階）窓口で、次の書類を添えて申請してください。

- 1 申請書
- 2 対象月に利用した介護保険サービスの領収書（原本）全て
*領収書は支給決定後に返却いたします。
- 3 介護保険被保険者証の写し（初回申請時のみ）
- 4 本人名義の預金通帳又はその写し
- 5 同意書

（障害福祉課から介護保険担当課へ介護保険サービス内容等を照会するため、年度毎に初回申請時のみ提出が必要）

問合せ先 長崎市役所障害福祉課支援係 電話 095-829-1141
--